

規制シート

(別紙1)

070196001050005

平成28年1月21日

規制の名称	第二種免許の運転免許試験の受験資格	所管府省	警察庁
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第96条第5項	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	交通局運転免許課長 郷治 知道
規制目的	他人の生命を預かる旅客自動車の運転が安全に行われるようにするため。		
規制内容の概要	第二種免許を受けようとする者は、21歳以上、かつ、普通免許等の一定の免許を受けていた期間が通算して3年以上でなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>自動車等の運転は、それ自体危険を伴う行為であることから、運転技能や事故実態等に照らし、運転免許が区分されている。</p> <p>第二種免許については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客自動車の運転者は一般に一日の走行量及び輸送人員が多いこと ○ 旅客自動車の運転者は乗客の指示による急な方向転換等に対応するため、通常より高度の運転技能や知識が必要とされること ○ 旅客自動車による事故は多くの人命を損ないかねないこと <p>等を踏まえ、他人の生命を預かる旅客自動車の運転がより安全に行われるようにすることを目的として、第一種免許よりも厳格な要件が設けられている。</p> <p>このように厳格な要件が設けられているにもかかわらず、平成26年中において、タクシー等の事業用乗用自動車(特殊車等を除く。)が第一当事者となった交通事故件数は、当該自動車1万台当たり約516.41件と、自家用乗用自動車(特殊車等を除く。)の約66.07件に比べ、約7.8倍となっている。</p> <p>また、平成27年中の交通事故死亡者数は4117人と、前年比4人増となり、15年ぶりの増加に転じ、第9次交通安全基本計画において掲げられた政府目標を達成できなかった。また、同年中におけるタクシーの死亡事故死者数は49人と、前年比7人増となっている。</p> <p>以上のような制度趣旨や交通事故の現状を踏まえると、タクシー等の運転に必要な第二種免許に係る受験資格を緩和することは交通安全上適当でないと考えている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>